

# 建設業法施行規則等の一部を改正する省令について (概要)

令和 2 年 8 月  
不動産・建設経済局

## 1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）及び建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 174 号）の施行に伴い、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）及び施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

## 2. 建設業法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

### (1) 技術検定の受検申請に係る添付書類について（施工技術検定規則第 4 条、第 4 条の 2 関係）

技術検定の第一次検定及び第二次検定の受検申請について、受検申請書及び受検資格の区分に応じた添付書類の提出を求めることを規定する。

（添付書類の例）

- ・ 卒業証明書
- ・ 実務経験を証明する書類
- ・ 精神上及び身体上の欠陥がないことを証する書面
- ・ 第一次検定の合格証明書の写し（第二次検定に限る。）

等

### (2) 別表第 1 及び別表第 2 の見直し

施工技術検定規則の別表等について、技術検定が第一次検定及び第二次検定に見直されたこと及び「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴う、文言の整理等所要の改正を行う。

### (3) その他

その他技術検定の実施に関する所要の改正を行う。

## 3. 今後の予定

公布：令和 2 年 8 月 31 日

施行：令和 3 年 4 月 1 日